

空知教育センター組合監査委員訓令第 2 号

空知教育センター組合監査委員の所管に係る情報公開に関する規程

滝川市の条例の準用に関する条例（昭和55年空知教育センター組合条例第 2 号）第 1 条において準用する滝川市情報公開条例（平成 9 年滝川市条例第 6 号）の施行については、滝川市の規則の準用に関する規則（昭和56年空知教育センター組合規則第 2 号）第 2 条第 1 項において準用する滝川市情報公開条例施行規則（平成 9 年滝川市規則第51号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。